

広島県告示第五百五十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
医療法人和同会	シヨートステイ 五日市	山口県宇部市西岐波 二二九の三	居宅サービス事業を 廃止した事務所	広島市佐伯区五日市 町下河内一八八の六	平成一八年七月 三一日
社会福祉法人慈光会	慈光園短期入所 生活介護事業所	広島市安佐南区上安 二丁目二〇―三三		広島市安佐南区上安 二丁目二〇―三三	平成一八年九月 三〇日